

農地の売買に係る書類の紛失について

令和3年12月22日  
郡山市農業委員会事務局  
担当：三瓶 克宏  
TEL：924-2481

農業委員会事務局において、市民の方から提出された農地の売買に係る書類を紛失する事案が発生しました。

本日、売買の当事者である2名の方に対し謝罪するとともに、今後の対応について説明しました。

- 1 紛失した書類 農用地利用集積計画書 1枚（農地の売買1件分）  
（売主1名、買主1名がそれぞれ住所、氏名を記載し、実印を押印したもの）
- 2 判明の経緯 12月20日（月）に担当職員が計画書に売買内容を記載しようとしたところ、紛失の事実気づきました。
- 3 原因及び影響 12月7日（火）に当該売買の審査のために出力した台帳の写しや地図等の資料を処分する際に、誤って「農用地利用集積計画書」をシュレッダーで廃棄してしまったものと考えております。  
当該計画書を執務室外に持ち出したことはなく、現在のところ、個人情報の流出は確認されておられません。
- 4 対応 本日（12月22日（水））、職員が当事者である2名の方を訪問し、謝罪するとともに経過説明を行い、再度、記載、押印をいただきました。
- 5 再発防止策 計画書の保管状況を複数の職員で確認するとともに、シュレッダーで廃棄する際は、直前に再度、書類を確認することを徹底いたします。

※農用地利用集積計画書

農業経営基盤強化促進法（第18条～第20条）に基づく、農業者担い手への売買、貸借の権利移動の計画書